



# 木造住宅の

# 耐震改修工事費

## 一部補助します！



### 横浜市木造住宅耐震改修補助制度

#### 補助対象建築物

- ① 平成12年（2000年）5月末日以前に新築の工事に着手した2階建て以下の木造個人住宅※1,※2
  - ※1 在来軸組構法に限ります。
  - ※2 空家・貸家は補助対象外となります。
- ② 耐震診断の結果、耐震性が低い（上部構造評点が1.0未満）と判定されたもの

#### 対象者

対象建築物の居住者、又は、居住予定者（法人を除く）※3

※3 居住者は、対象建築物の所有者、又は所有者の一親等の親族である必要があります。

#### 補助対象工事

耐震改修工事の結果、上部構造評点等が1.0以上となる工事

- ※ 令和9年2月未までに工事を完了させる必要があります。
- ※ 予算の状況により、受付をできない場合があります。

#### 補助金限度額

一般世帯

上限 **115** 万円 ※5

非課税世帯※4

上限 **155** 万円 ※5

補助金額は、以下のうち最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額となります。

- 耐震改修工事に要する費用（税抜）
- 補助限度単価の積算額
- 補助区分ごとの補助金限度額

※4 所有者及びその世帯員全員が、過去2年間住民税が非課税である世帯。

※5 リバース60耐震改修利子補給制度を利用する場合、上限額は一般世帯で57.5万円、非課税世帯で97.5万円になります。

#### ホームページ掲載先

右記の二次元バーコード、又は下記の検索先に掲載している

「横浜市木造住宅耐震改修補助事業」をご覧ください。

検索先▶ **横浜市 耐震改修補助** 検索

詳しい手続きは  
こちらをチェック！



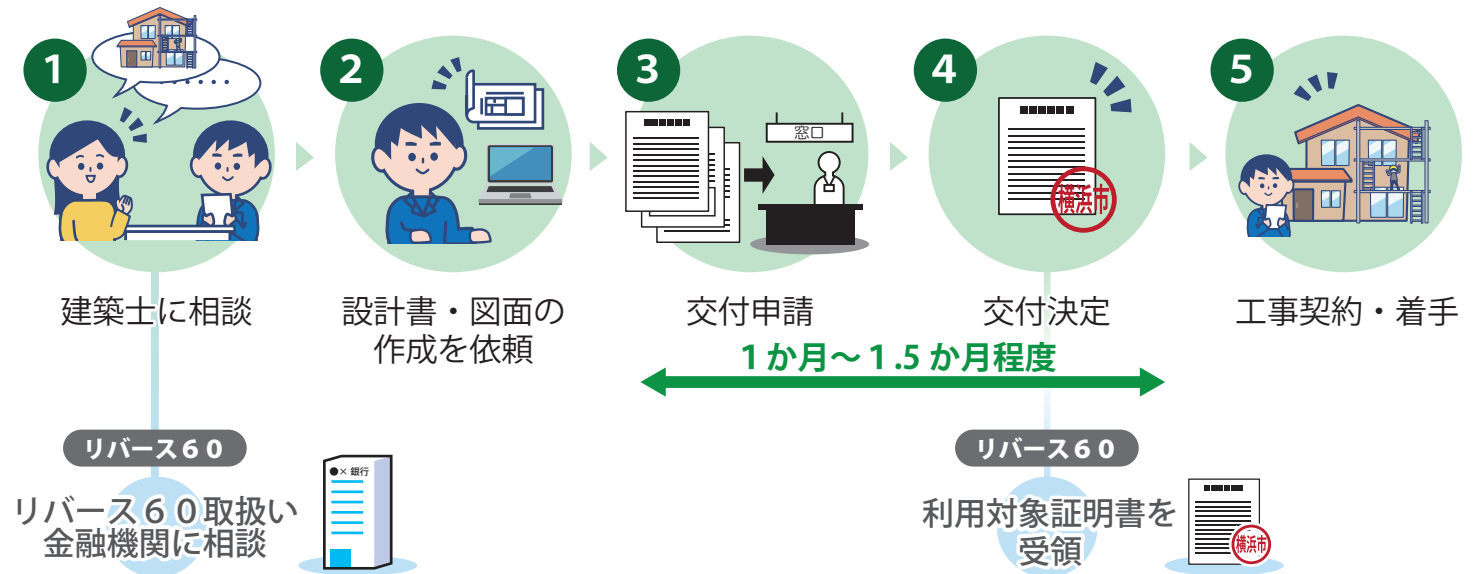
【お問い合わせ先】

横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25F

電話：045-671-2943 FAX:045-663-3255 Mail:kc-mokutai@city.yokohama.lg.jp

## 申請の流れ※



※リバース60耐震改修利子補給制度を利用する場合は **リバース60** に記載された内容も必要になります。

- 年度内に完了手続きを終了させる必要があるため、計画の早い段階で相談をしてください。
- 工事契約と着手は、市から交付される「補助金交付決定通知書」の受領後に行ってください。
- 工事開始後に着手届等の提出、工事完了後に完了報告等の提出が必要となります。

## よくあるQA



何から始めればいい？



まずは建築士にご相談ください。

相談可能な建築士（事業者）の名簿をインターネットで検索できます。  
ご申請者様のご任意で選定してください。

検索先▼

横浜市耐震改修 登録事業者 検索



工事事業者の指定はある？



横浜市内に本社がある事業者に限られます。

横浜市では、登録事業者制度を実施しております。  
詳細はインターネットのホームページをご覧ください。

## 耐震改修工事に係る制度について

### ◆省エネ改修工事

耐震改修工事と同時に、省エネ改修工事を行う場合、補助金が加算される場合があります。

**対象工事** 省エネ性能を「ZEHレベル」とするもの（その他要件があります。）

**加算額** 上限 100万円

### ◆リバース60 耐震改修利子補給制度

耐震改修工事を金融機関から融資を受けて行う場合、低利子又は無利子で融資を受けられる場合があります。

※制度の詳細は取扱金融機関にお問合せください。